

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成30年7月5日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 入 江 猛（さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 片 山 嘉 恵（さいたま地方裁判所第4刑事部判事補）

検察官 笠 間 那未果（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 栗 野 瑞 穂（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、第4刑事部部総括裁判官の入江と申します。よろしくお願いいたします。積極的な御発言をお願いしたいと思います。

それではまず、私の方から経験者の方が担当された事件の概要をお一人ずつ、簡単に説明させていただきます。その上で皆様から全般的な感想を簡潔に述べていただければと思います。今回のテーマに沿った御発言は、その後に個別に伺うことにいたします。

まず、1番の方が担当された事件は、被告人が、精神的に不安定であった母親から理不尽な暴行等を受け、これに対する不満や恨みから、家族の住む店舗兼住居に放火して、これを全焼させたという現住建造物等放火の事案です。選任手続を含めた職務従事期間は6日間でした。それでは、1番の方、感想をお願いいたします。

1 番

初めて裁判に関わりまして、初めは嫌だなという思いで来ましたが、裁判官から助言等をしてもらいながら進んでいくうちにとても身近なものに思えてきまして、被告人の人生等も考えるととても良い機会になったと思いました。

司会者

2番の方と3番の方は同じ事件を担当されました。被告人がカラーコピー機を用いて一万円札2枚を偽造して、そのうち1枚を店舗で使用して行使したという通貨偽造・同行使の事案です。争点は量刑でした。選任手続を含めた職務従事期間は4日間でした。それではまず、2番の方から感想をお願いします。

2 番

被告人が事の重大さとか、その事件性というものを分かっていたのか、反省があるのかということを考えさせられました。人をあやめた事件ではないが、重大な事件ということを自覚していないのではないのかという、裁判を担当させていただきました

した。

司会者

それでは、3番の方、感想をお願いします。

3番

全般的な感想としては、まさか裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。日数に関しては、1週間ずっと行かないといけないのかなと思っていたら、結構早く終わって、そういう面では良かったと思っています。あとは、様々な職業の様々な年代の方や、普段話すことのない裁判官ともお話をして、貴重な体験ができました。

司会者

4番の方が担当された事件は、被告人が居住していたアパートに火をつけて、その一部を焼損したという現住建造物等放火未遂の事案です。放火の動機は明らかにになっておりませんでした。争点は量刑でした。選任手続を含めた職務従事期間は5日間です。それでは、4番の方、感想をお願いします。

4番

現住建造物等放火未遂で、人身被害がない事件で、ストレスは感じませんでした。

司会者

次に、5番の方が担当された事件は、被告人は父親と同居していたところ、父親から生活態度を再三叱責され、不満を抱いて、犯行当日平手打ちをされたことなどに激高して、父親の胸部を包丁で刺したが、死亡させるには至らなかったという殺人未遂の事案です。争点は、被告人が自分の意思で犯罪をやめたかという中止未遂と量刑でした。選任期日を含む職務従事期間は6日間でした。それでは、5番の方、感想をお願いします。

5番

まず、裁判員に選ばれたことに驚きました。また、殺人事件ではなくて良かったということでした。しかし、殺人事件ではないとはいえ、かなりの被害を与えていますので、被告人に対しての思いは少し偏っていました。ただ、内容を聞いて、裁判官の

お話とか、争点に関する話を聞いていくうちに、一概に被告人だけが悪いのではないという思いに達しまして、被害者側にも色んな非があったのではないかと思いました。本当はお母様が来ていれば良かったのかなというのが一番の思いでした。ただ、親子ですから、どこかで和解できるのではないかという思いは抱いていたのですが、お父様は最後まで息子を許さないという一点張りでしたので、そこが少し残念な気がしました。

司会者

次に、6番の方が担当された事件は、被告人が宅配業者を装って被害者方に侵入して、被害者を強姦して怪我を負わせ、更に預金通帳等が入ったショルダーバッグを盗んだという強姦致傷、窃盗の事案と、それから高校の女子体操部室内に侵入して、レオタードに精液を付着させて汚損させたという器物損壊の事案です。争点は、前者の強姦致傷等の事案については、被告人がショルダーバッグを持ち去ったか否か、仮に持ち去ったとして、その持ち去りが強盗になるのか、窃盗になるのかという点です。選任期日を含む職務従事期間は6日間でした。それでは、6番の方、感想をお願いします。

6番

まず、裁判所に来ること自体が、初めてのことであったので、参加する際には不安や緊張感が大きかったのですが、裁判官や裁判員の方々と議論をすることで少しずつほぐれていきました。ただ、裁判の内容は、客観的に見るようにしなければいけないと思いつつも、色々と考えさせられるようなこともあり、また、身近にそういうことが起こり得るところが若干怖く感じました。ただ、裁判自体に参加したことで普段出来ない経験を積むことができたと思っています。

司会者

それでは、7番の方が担当された事件ですが、末期がんで余命が少ないものと思い込んだ被告人が自分の意に沿わない態度をとっていた妻と息子二人に財産を渡したくないと思い、同人らを殺害しようと考えて、妻をナイフで殺害したという事案

です。争点は量刑です。職務従事期間は6日間でした。それでは、7番の方、感想をお願いします。

7番

感想としては、非常に貴重な体験ができたと思っております。裁判員に選ばれて、事件の内容を見た瞬間にぞっとしたというか、こういう事件を担当しなければいけないのかというのが第一印象でした。6日間会社を休むことになりましたが、比較的会社が理解があり、仕事の調整はもちろん必要でしたが、それほど負担もなく参加できたことは大変良かったです。

司会者

それでは、皆様から全般的な感想を伺いましたので、この後はテーマに沿って分かりやすい審理ということで公判審理の手続の順序に従ってお尋ねをしていきます。

まず、最初は冒頭陳述についてお尋ねします。人定質問があつて、その後に起訴状朗読があり、被告人の罪状認否があつた後、証拠調べの一番最初に検察官と弁護人のそれぞれの主張、事件の見立てを主張する場面があつたかと思います。その冒頭陳述が分かりやすかったかどうか、事件の問題点や争点となるところが理解できたか、それに対する検察官や弁護人の主張が理解できたかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

1番

こちらに関しましては、私なりには理解できました。

2番

私が担当した事件は、検察官側、それから被告人側、双方とも状況証拠が全部揃つていまして、本人も認めている、あとは量刑を確定するという裁判でしたので、比較的スムーズに分かりやすかったと思います。

司会者

この段階では当事者の主張で、証拠とは違うということは、お分かりにはなれましたか。

2 番

はい。

3 番

私も 2 番さんと同じで、とても分かりやすかったと思っています。

4 番

私の事件の場合は、冒頭陳述がとても分かりやすかったという印象です。

5 番

私も分かりやすかったです。ただ、争点の中止未遂の成否については意味があまりよく分からなくて、裁判官が色々教えてくださった部分で、この段階ではまだ曖昧な理解だったと今になって思います。

司会者

そのときには、特に検察官や弁護人から中止未遂というのはこういうことであるという説明はあまりなかったということですか。

5 番

特にはなかったです。ただ、ここが争点だということは後になってだんだん重きを得てきたというか、求刑するに当たってこれはとても大事だということが分かってきました。そのため、まだこの段階ではそこまで理解できていませんでした。

6 番

私も分かりやすかったと思うのですが、その後の記憶の方が結構強く残っていて、あまり記憶に残っていないというところが実際のところです。

7 番

私も冒頭陳述は分かりやすかったというか、審理の内容が量刑のみなので、殺意と、あと正常な精神状態だったかということでしたので非常に分かりやすかったです。

司会者

アンケートを裁判員裁判が終わった後に提出していただいていると思いますが、

その内容を見ると、裁判が始まった直後は情報量が多くて大変だという意見がしばしば見られます。冒頭陳述に限った場合に、情報量が細かくぎっしり詰め込まれていて多過ぎたというような問題点があったかどうかなののですが、いかがでしたか。

7 番

正直覚えていないです。

6 番

あまり記憶に残っていないです。

司会者

ということは、情報量が多くて大変だったという記憶もあまりないということですか。

6 番

分らないです。情報量が多くて逆に記憶として残っていないのか、大変だったという記憶が残らないぐらいだったのかというところは判別がつかないところです。

5 番

多かった記憶はあります。何を言われているのかがまず分かっていないので、自分が何を考えなければいけないのかということがぴんと来ませんでした。2日目、3日目になってやっとああ、そういうことかと理解できてきたと思います。ただ、かなり前の話なので、記憶が曖昧です。

司会者

なお、情報量が多かったというのは検察官側の冒頭陳述か、弁護人側も含めてなのかというのはどうだったのでしょうか。

5 番

どちらかというと検察官側が多かったという記憶があります。

3 番

私もあまり覚えていないのですが、それほど情報量が多いということはなかったかなと思っています。

2 番

私もそれほど情報量が多いとは思わなかったという記憶があります。

1 番

記憶が曖昧ですが、情報量が多過ぎて困ったという記憶は特にはないです。簡潔に進んでいったという記憶です。

司会者

検察官や弁護人が作成した冒頭陳述ですが、審理の最中に見返したりしたことがありましたか。要するに双方の主張で見立てを述べた部分について見返しながら審理を聞いたかどうかですが、いかがですか。

7 番

審理の中では、度々そういう資料を見返して、こういうことなんだと徐々に理解を深めていった記憶はあります。

6 番

私も常に資料を見返しながら、何を言っているのかというところを確認しながら進めていった気がします。

5 番

私も必ず見返していました。

4 番

チェックするために見返しました。

3 番

それほど見返した記憶はないです。多分量刑を求める裁判だったからだと思います。

2 番

最初に裁判官から公平な目で私情を入れずにということを言われたこともありまして、その都度、説明をいただく度に資料を見返して読んだ記憶があります。

1 番

裁判官と裁判員の皆さんで話し合うときに、裁判官が自ら、資料によると、という形でみんなで見返すことがあった記憶があります。

司会者

ここまでの冒頭陳述に関する審理の分かりやすさということですが、検察官、弁護士の方から何かございますか。

笠間検察官

さいたま地検公判部検事の笠間と申します。検察官が作った冒頭陳述の資料も見返していただいていたということですが、内容的には分かりやすくなっていましたか、それとも少し見づらいとか、もう少し工夫が必要だということはありませんでしたか。

司会者

検察官の作成の冒頭陳述は、カラフルになっているものが最近は多いのですが、それを少し思い出していただいて、内容的に検察官の冒頭陳述が分かりやすかったか、この辺は少し分かりにくかったというような、具体的には言えなくても、そういう覚えがあるとか、分かりやすかったと思われる方の挙手をお願いします。

(1番から7番の全員が挙手をした。)

7番

内容は分かりやすいですが、情報量が検察官側の方が多くて、弁護人側の方がシンプルだったのは記憶にあります。

5番

あまり記憶がないですが、ただ内容的に色々な情報をいただいたけれど、まだ足りないとは私は逆に思ったので、もう少し細かい情報があった方がいいなというのは今になって思い返すとありました。それは裁判の中で段々明らかになっていったので、最初に言ってもらえていたらという記憶があります。ただ、分かりやすかったです。私の理解が追いついていないだけで、作られたものというのは多分あの程度が限度なんだろうと思って見ました。

司会者

先ほどのお話ですと、情報量が最初はたくさんあったと言われていたのですが。

5 番

その中でどれをピックアップして見ていくのかよく分からなかったということです。まして殺人未遂だったので、何故殺人に至るまでの経緯というものがもっとないかなというのは記憶にあります。

栗野弁護士

弁護士から質問させていただきます。弁護人側の方で最初の冒頭陳述は分かりやすいとお話をいただきましたが、話し方ですとか、芝居がかっているとか時々聞くことがあるのですが、話し方の点で聞きづらかったとか、話すテンポがちょうど良かったなど、その辺りをお聞かせいただければと思います。

司会者

要するに話し方とか、それから結構パフォーマンスをされる方もおられるかもしれないので、そういうのも含めて記憶があればお願いします。

1 番

弁護人の話し方は、少し分かりづらい部分がありました。間のとり方や話す速度などの面ですが、言葉自体は平易なものを使っていたいたのですが、やはり少し言葉を素直に受け取れる部分が少なかったという思いがあります。

2 番

私は、弁護人の話を聞いていたときに、もう決まっているという感じで話をされていたような感じがしてしまって、さほど印象には残っていません。ああ、こんなものなのかなという感じはしました。

3 番

私は弁護人がとてもゆっくりと分かりやすく話をして、言いたいことが分かりました。

4 番

冒頭陳述は分かりやすかったです。

5 番

全体的に分かりやすかったので、私たちに分かるように話していただいたのかなという印象でした。

6 番

私のときは、弁護人の説明はやや分かりにくかったです。印象として検察官との熱量の差が感じられて、やや準備不足なのかなという印象を受けました。

7 番

6 番の方と同じで、検察官側に比べて弁護人の方が準備不足であるのと、熱意が足りない印象を受けました。

司会者

冒頭陳述自体は分かりやすかったですか。

7 番

はい。

司会者

今度は証拠調べの中の証拠書類の取調べについて伺います。通常、冒頭陳述が終わった後に検察官側が証拠書類の請求をして取り調べる、若しくは弁護人側もその後に証拠書類の請求をして取り調べることもあるかと思いますが、証拠書類が何を立証するためであるということが分かりましたか。

7 番

証拠自体は凶器と殺人現場の写真だったので、非常に分かりやすかったです。

6 番

私も分かりやすかったです。詳細な情報が出てきていたので、状況を想像する上で必要な情報だったと考えます。

5 番

実際にその現場にいるような図面や凶器など色々出ていたので、分かりやすかつ

たです。現場写真はよく出来ていると思いました。

3 番

私も分かりやすかったです。

2 番

証拠として挙げられているものが現実にあるという思いがありまして、分かりやすかったと思います。

1 番

分かりやすかったです。放火ということで写真でどのような火災だったのか、あと図面で住居や業務をしている場所がどういうものなのかということを理解することが、文章だけではなくて、それらによっても理解が深まりました。

司会者

少し分けてお尋ねをしますが、目撃者や被害者、関係者の供述調書ですね、話した内容を書面にとって、署名してもらって提出するという調書ですが、これが提出された事件もあったかと思います。その供述調書を読み上げる朗読ですが、これは理解するのに早口だったりとか、声が小さいとか、何かそういうような問題点があったかなかったか、記憶がある限りで結構ですので、お願いします。

1 番

手紙があった記憶があるのですが、実際に裁判の中でどこで読まれたのかが、覚えていません。

2 番

検察官側の方ですが、少し早口だったような気がしまして、何回も自分で資料を見直したような記憶があります。

3 番

検察官側で店員さんの証言の朗読があったのですが、とても大きな声で言ってくださったので、分かりやすかったです。大きな声で、強調したいところは多分大きな声で言っていただいたと思います。

4 番

朗読は聞き取りやすかったです。

5 番

あったのかもしれないですが、今は記憶にありません。

6 番

聞き取りやすかったと思います。

7 番

記憶の中では聞き取りやすかったと思います。

司会者

証拠書類の中では、写真や図面、携帯電話などを写したり、やり取りを写したりしたものも出てきたかどうか、若しくは防犯カメラの映像が出てきたことがあったかどうか、また、そういうのがたくさん出てきて、しっかり分からないうちに次へ進んでしまったというような、そういうようなことはあったかなかったかということについてお尋ねをします。

7 番

多過ぎるという印象はありませんでした。必要十分だったと思います。

6 番

私も多いというわけではなく、写真を見ながら読み上げられたので、状況を想像しやすかったという印象です。

5 番

図面は見ました。分かりやすかったです。ただ、凶器になった血だらけの刃物の現物を見せられたので、必要ないのではないかと感じました。絵で良いのではないかと感じました。

4 番

適切だったと思います。

3 番

情報はそんなに多くはなかったと思います。

2 番

ある程度情報が集約されていたので、印象が薄いです。

1 番

情報の量は適切だったと思っています。

司会者

今、5 番の方から血のついたナイフの話がありまして、現物ではなく絵で良いのではないかという話がありましたが、死体や怪我の証拠あるいは強姦事件ですと被害の場面などで見聞きするのに精神的に負担となった、ストレスがかかったというような証拠があったかどうかということについてお尋ねをします。

7 番

凶器を見ることはストレスでした。5 番の方と意見が分かりますが、殺意を証明するものとして刃渡りとか、どこまで血痕があるかというところも一つの明確な殺意ということの説明に使われたので、絵でも良かったのかもしれないですが、現物を見たことによってああ、そうだなと直接的に理解ができましたので、分かりやすかったと思います。

6 番

私のときは人形を使った絵があったのですが、結構詳細に経緯や計画について説明されていたので、その女性の立場に立つと、若干の精神的ストレスはあったのかなとは思いますが、ただ、この件の全容を知るため、状況を正確に把握するためには必要なことだったと考えています。

5 番

現物を見たときは大変なストレスで、嫌だなというのが第一印象でした。ただ、内容的に見ていくと、その刃渡りと傷の写真とかを見まして、確かにこれなら殺せるなとか、横にすれば殺せないなとか、色々考えて殺意があったのではないかというのは明確に思いました。ただ、やはり現物というのは少し嫌な感じは受けました。

4 番

人身被害がなかったので、ストレスはかかりませんでした。

3 番

ストレスはないです。

2 番

ストレスはなかったです。

1 番

被害者が怪我だけで済んだので、私としては見るものに負担を感じることはなかったです。

司会者

続きまして、専門的な用語が出てきて理解しにくいものがあったかどうかですが、これは法律の専門用語の場合もありますが、例えば医学の関係とか、法学鑑定のよなものとか、色々な専門用語が出てくる可能性があるのですが、それらについて分かりやすく説明がされていたかどうか、専門用語のために理解がしにくいものがあったかどうかについてお尋ねをします。

1 番

専門用語等に関しては、事前に裁判官から説明や、あと検察官や弁護人からも、ある場合は説明していただいた記憶があります。あとはとても私たちに分かりやすい平易な言葉を使っていたので、特に分からなかったということはありませんでした。

2 番

なかったです。

3 番

私も特にはないです。

4 番

新聞やテレビドラマで見聞きしたような言葉なので、特に分からないというもの

はなかったです。

5 番

私も 1 番の方と同じで事前に色々お話を聞いたり，後からこういうことが分からなかったと質問させていただいたりして，分かりづらいという言葉はありましたが，内容は理解できました。

司会者

それは、聞いているときには分かりにくい用語があったということですか。

5 番

そうです。そもそも論告だとか争点だとか，普段使わない言葉，特殊な法律用語みたいなものが頭に入ってくると，これはどこを見たら良いのか理解ができなかったのですが，裁判官がかなりフォローしてくださったので，それは今でも良かったと思っています。

6 番

特になかったです。

7 番

専門用語は幾つか出てきましたが，丁寧に教えていただいたので，理解はできました。

司会者

それは誰か説明をしたということですか。

7 番

弁護人と，後で裁判長が教えてくれました。医学用語みたいであまり聞いたことがない言葉については，書面にももちろん書いてあるのですが説明をしていただきました。

司会者

それは法廷でも言葉が出てきましたか。

7 番

法廷でも出てきました。

司会者

今弁護人からの説明が分かりやすかったと言われたのですが、検察官からの説明というのはありましたか。

7 番

それに関しては、弁護人側の主張だったので、検察官側がそれに対して説明するとかではなかったので、弁護人側だけの説明でした。

司会者

では、次に、この証拠は要らなかったのではないか、この証拠とこの証拠は重複していてあまり必要がないのではないかという証拠があったかどうか、いかがでしょうか。

1 番

特にありませんでした。

2 番

特にないです。

3 番

特にないです。

4 番

ありませんでした。

5 番

先ほど申し上げたナイフぐらいで、それを除けば特にありませんでした。重複したというのは記憶にありません。

6 番

特にないです。

7 番

特になかったと記憶しています。

司会者

では、検察官，弁護士から何か証拠書類の取調べに関して質問がございますか。

笠間検察官

証拠調べに要した時間として長過ぎるとか，集中力が続かなかったというようなことはありませんでしたか。

司会者

それは証拠書類に関してですか。

笠間検察官

証言を除いた部分です。

1 番

特になかったと記憶しています。

2 番

自分の中ではほぼ適切な時間だったと思います。

3 番

私も特に長いとは感じませんでした。

4 番

長いとは感じていないです。

5 番

特にないです。

6 番

特にないです。

7 番

私も特にありません。

司会者

次に，証人尋問とか被告人質問に関して，終わった後のアンケートを見ると検察官とか弁護人の質問で尋問の意図や狙いが分かりにくいというようなことがあった

と記載されていることがあるのですが、そういうことが尋問の中であったかどうか、まずはその点をお尋ねをいたします。

7 番

質問の内容に関しては分かりやすかったと思います。

司会者

それは、答えの方は分かりにくかったということですか。

7 番

個人的な意見になると思いますが、医師の尋問があまり役に立っていないというイメージがあったので、この時間はなくても良かったのではないかというのは少し思いました。

6 番

論点がどこにあるのか分からない質問があったと記憶しております。

司会者

どのような場面であったか記憶はありますか。

6 番

記憶にないです。

5 番

具体的な記憶にはないのですが、何故このような質問をするのだろうと疑問に思ったのは覚えています。もしかしたらアンケートに書いたかもしれません。

司会者

それは検察官側の質問でしたか、弁護人側の質問でしたか。

5 番

弁護人側の質問でした。

司会者

6 番の方は、検察官か弁護人か覚えていますか。

6 番

弁護人側が多かった印象があります。検察官側からも重箱の隅をつつくじゃないですけども、そうした質問があったという印象があります。

4 番

全て同意していた事件だったので、検察官の犯意についての立証は同意だから、それほど力を入れなくてもいいかというような感じでした。弁護人は情状だけですから、大変な苦勞をしてこじつけているというのは分かりました。

司会者

検察官は何をもう少しやった方が良かったということでしょうか。

4 番

犯意の立証です。ただ、全て同意していた事件ですから、手控えたのかなと思っていました。

3 番

あまり記憶にないのですが、検察官の方が多く質問しているという印象です。

2 番

お札を1枚使って、もう1枚を所持していたというところに関しての話をもう少し詰めてもらっても良かったかなと思いました。

司会者

それは、聞き方が若干甘いということですか。

2 番

はい。お札を1枚使ってお釣りを詐取して、もう1枚は自分で持っていたということは、では、もしそれが見つからなければもう1枚を使ったのかというところに私の関心が行きました。そのため、もう少し話を詰めても良かったと思っています。

1 番

どのような質問だったかはもう覚えていないのですが、弁護人の質問で何を言いたかったのだろうというものがあったのを記憶しています。

司会者

7 番の方から医師の話についてあまりポイントに沿った回答がなかったという趣旨の御発言がありましたが，専門家の証人の関係で内容が分かりにくいとか，もう少しこうだったら良かったという点について，更に付加して述べられることがあればお願いします。

7 番

被告人の精神状態の鑑定結果の報告だったのですが，そこで全体で時間を45分間使っているのですが，鑑定結果が出ていますので，こういう結果だったというのが出ていればそれで良かったのかなと思いました。精神状態について，検察官側と弁護人側から質問しているときも，精神科医がそうだったかもしれないとか，完全に鑑定し切れていないということも言われていたもので，そこが少しぼやけてしまったという印象はありました。

司会者

5 番の方は，治療した医師が出てきたと思いますが，記憶はありますか。

5 番

傷の状態や写真などを見ながら，これがもう少しずれていれば死に至ったというようなお話をいただきました。

司会者

専門的な内容だったと思いますが，内容は分かりやすかったですか。

5 番

専門的といっても，刺し傷がどこから刺してどこに入っているというお話はありましたが，専門的な用語とかは特になかったと思います。

司会者

他の方，何か専門的な用語とか証人とかいなかったですか。

4 番

特にございません。

2 番

なかったです。

1 番

専門的な用語はなかったです。

司会者

では、次に証人尋問と被告人質問に関してですが、検察官や弁護人の聞き方が、早口であるとか、口調がきついとか、声が小さいとか、そういうような場面があったかどうか、いかがでしょうか。

1 番

第2回公判のときに新しい弁護人が出てきて発言されていたのですが、とても声が小さく、ぼそぼそとお話をされて分からなかったもので、途中で裁判官からもう少し大きい声で等の注意も入ったのですが、とても早口で、小さかったため、私にとっては弁護人の方自体の心証が悪くなってしまった記憶があります。

2 番

私は、先ほども申しましたが、検察官の声が聞き取りづらいところがありまして、そこも、確かに話の強弱を付けていただけてとてもありがたかったのですが、もう少しゆっくり、はっきりと話していただけるとありがたいという印象です。

3 番

私は、特に分かりにくかったということはありません。

4 番

私も特に分かりにくいとは思っていません。

5 番

弁護人の方だったか、声が小さくて聞き取りづらい面があった記憶があります。確かアンケートに書いた記憶があります。

6 番

私のときは、検察官側の方の言い方が若干強い印象がありました。また、先ほども申し上げたとおり、重箱の隅をつつくじゃないですけども、同じところに対する

質問が特に多かった印象があります。また一方で、弁護人の尋問等の際には、何を聞きたいのか分からないことがありました。

司会者

重箱の隅をつついたというのは検察官の方の話ですか。

6 番

そうです。

7 番

質問の仕方や話し方に関しては、特に問題はなかったと思います。

司会者

6 番の方からもお話が出ましたが、アンケートに、重要でない点に時間を割いているとか、そういうことが指摘される場合もありますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。要するに重要でない点に時間を割いて尋問を行っていると感じたことはなかったか、いかがでしょうか。

1 番

それに関してはなかったと思います。

2 番

なかったと思います。

3 番

なかったと思います。

4 番

ありませんでした。

5 番

特になかったと思います。

司会者

6 番の方は、補足してお願いします。重箱の隅をつつくようなというのはどのようなことだったか、御記憶ありますか。

6 番

被害者の方が出てきた質問の際に、当時どうだったかというところを、言い方を変えながら同じような内容を聞いていたような記憶があります。ただ、一つの回答で得られているので、そこはもういいのではないかという感じがありました。

司会者

被害者を証人尋問で呼んだ事件だったのですか。

6 番

そうです。被害者の方がいらっしゃって、つい立てをして、その当時の状況を説明したり、質疑応答に答える際に、そういうのがあったように記憶しています。

司会者

被告人に対する質問の中でも似たように重箱の隅をつつくようなところがあったのでしょうか。

6 番

被告人に対する質問の際にはなかったと思います。ただ、説明の際に、検察官のここが重要である、というところの説明が、時系列が若干分からないときがあったので、その情報の出し方がどうなっているのかなとは感じました。

司会者

それはどの場面ですか。

6 番

今回の事件が強姦に関するところと、それ以前にあった器物損壊、2件に対して、被告人が職場を変えてきた中で、事件がいつあって、気持ちを入れ替えたという趣旨の発言があったのですが、その気持ちを入れ替えたタイミングと各事件の順序関係というところが最初の説明の際に抜けていて、裁判官が質問をしたことで出てきた情報だったというところがありました。

司会者

この件に関して、検察官、弁護士の方から何か御質問ありますか。

栗野弁護士

先ほど質問の意味自体がよく理解できないことが弁護人側の方で多かったという話は何人かの方からいただきましたが、例えば聞いている時点ではよく分からなかったけれども、評議とかの段階になって、ああ、そういうことで聞いたんだなと後から理解したということはありませんか。

司会者

先ほど弁護人の質問がよく分からなかったとお答えになった方は何人かおられましたかね。後で、ああ、こういう意図で聞いていたんだというのが分かったことはありましたか。

1 番

中間評議のときにみんなも分からなくて、裁判官に質問をすることがありました。

6 番

私も 1 番さんと似たような状況で、そもそも弁護人の方の質問の意図が論点からずれたところにあって、どうしてその質問をするのかが分からないというような状況でした。

司会者

後から、こういうことで質問していたんだなというようなことが分かりましたか。

6 番

それも分からなかったです。

司会者

最後に、証拠調べが終わってから、検察官と弁護人がそれぞれ意見を述べる手続があったと思います。検察官は論告です。求刑といって、何年を求刑するというような場面もあったかと思いますが。それに対して、その後に弁護人が弁論を述べるという場面があったと思います。この論告、弁論ですが、評議に役立つものであったかどうか、論告、弁論の書面を評議の際に見返したりしたかどうかという点についてお尋ねをします。

1 番

資料は見返しました。検察官の方の資料は、カラフルになっていて、図なども載って、とても分かりやすいものだった記憶があります。それに対して弁護人の方の資料は文章のみが書かれていたので、全くの素人の私としては、つい検察官の見やすい資料で、事件の最初から最後までを振り返っていた記憶があります。

司会者

弁護人の書いた弁論の書面は、何枚ぐらいだったかという記憶はありますか。

1 番

2 枚だったと思います。

2 番

それなりに分かりやすくできていましたので、さほど考える余地というのは自身ではありませんでした。

司会者

評議で見返したりしましたか。

2 番

はい、見ました。

3 番

私も検察官と弁護人の方に作っていただいた資料はとても簡潔で分かりやすかったので、評議のときは何回も見返したと思います。

司会者

それも参考にしながら裁判官は司会をしたりしていましたか。

3 番

裁判官は多分資料の方を見返していました。そんなに弁護人が作った資料は見えていなかったと思います。

4 番

検察官の方はよく分かりました。弁護人の方の内容もよく分かりましたけれども、

こういう事件なので、なぜここで緊急避難が出てくるのかなとは思いました。

5 番

分かりやすかったと記憶しています。その資料とか、他のものを抱き合わせて、裁判官が色々細かく説明して、争点に結びつけてくださったので、とても良かったと記憶しています。

6 番

私も検察官の方の資料の方が分かりやすかった印象があります。判断基準が載っていたので、その資料を見返しながら議論していた記憶があります。

7 番

論告と弁論を聞いた時点では、その量刑に対する理解というのは、まだできていませんでした。その後の評議で、量刑について裁判長に説明していただいたので、そこでやっと理解できました。

司会者

そうしますと、もう少し量刑についての説明が先だった方が良かったということになりますか。

7 番

論告と弁論を聞くときにその理解があれば、こういう理由で求刑しているんだなというのを理解できたと思います。ただ、実際に、例えばこういう犯罪を犯したから、何年の求刑があるということを最初に資料としてもらっても、これが果たして妥当なのかどうかというのは全然分からないので、その妥当性をその後の評議で説明してもらったので、自分の中でやっと落ち着いたという感じです。

司会者

それは、量刑グラフなどを示されたときの、検索条件の話に関連するものですか。

7 番

はい。

司会者

分かりました。検察官，弁護士の方から何かございますか。これに限らず，全般を通じてでも結構です。

笠間検察官

それでは，論告，弁論の話だけではなくて，全般的な話になりますが，質問させていただきます。検察官として立証責任がありますので，最初から最後まできちんと分かりやすい立証をしなければいけないのですが，検察官がもっとこうしていれば，あるいはここが良くなかったので，理解が難しかった，あるいはこの点は良かったというようなところをお聞かせください。

7 番

検察官は，基本的に事実をもとに非常に分かりやすいフローで説明されたので，問題はなかったと思います。

6 番

検察官から提供された資料に関しては，とても見やすく分かりやすかったと思います。ただ，先ほども申しましたが，既に，事件に関する時系列は色々な資料で提供されていたのですが，判断するための基準になるようなバックグラウンドの情報を既にお持ちの上で，お話を進めていると思うのですが，こちらにもその情報がないと，判断がつかないので，与えられた情報から判断を下すには若干足りないところはあったのかなという印象があります。

笠間検察官

そうすると，もう少し立証自体が細かいところまで丁寧にしてもらわないと理解できないところがあったという御趣旨ですか。

6 番

そうですね。

笠間検察官

簡潔過ぎたということでしょうか。

6 番

細かいところは細かったのですが、ここが気になるというところの情報が欠けていたということです。

司会者

バックグラウンドの部分というのは具体的にはどんな部分だったか、こんなところが気になっていたと今記憶にありますか。

6 番

前科がある被告人が改心をした上で起こした事件でしたので、改心したタイミングが今後の被告人の更生する可能性につながってくところを判断する上で必要な情報だったと考えています。

5 番

特には記憶にないです。検察官は、普通に淡々とやっていました。

4 番

特にないです。

3 番

私も特にないです。

2 番

特にないです。

1 番

検察官は、最初から最後まで、とても分かりやすい言葉を使用してくださった印象がとても強いです。あとは、ワンフレーズを短くしてくれていたのも、発言自体はとても長いものであったとしても、一つ一つきちんと自分の中に情報を入れて次の話を聞くことができたので、とても分かりやすかったと思います。

栗野弁護士

今、1 番の方から一文が短くて検察官の方が分かりやすかったというお話をいただいたのですが、冒頭陳述や弁論で、文の長さによって、分かりにくかったということがあったかどうか、一言ずついただきたいと思います。

1 番

弁護人の方は、一文が長い部分があって、途中まで理解しようとしているのに、そこで長く話されると、自分の理解が追いつけなくなってしまうところがありました。

2 番

いずれも分かりやすい言葉を使っていたので、自分の中でかみ砕いて、理解できていたと思います。

司会者

一文の長さはあまり気にならなかったということですか。

2 番

はい。

3 番

私も気にならずに、弁護人も検察官もとてもゆっくりと分かりやすく言ってくださった印象があります。

4 番

よく分かりましたが、最後に新たに緊急避難だとか出てきましたが、私は法学部出身なので、法律用語は分かりましたが、分からない方もいるのではないかという感じを受けました。

5 番

内容的なものより、話し方はやはりとても丁寧だと痛感しました。仕事で使っている関係もあって、私は話し方や言葉遣いがとても気になる方なので、話し方は上手な方が得だなと思いました。一番聞きやすかったのは裁判長のお話でした。

司会者

話し方とはどういう点ですか。

5 番

スピードとか、語彙とか、フレーズを上手に使って、ここは大事です、という言い方をされると、そう入りますが、逆に分からない言葉がずっと続くと、止まってしま

って、次に話していることが耳に入って来ません。話し方というのは、とても大事な
なというのはいつも痛感しています。特に裁判のときに、分からないなと思って、評
議室に戻ると、それを裁判長が、皆さん、この部分は分かりましたかと言ってくだ
さったので、自分の中の気持ちが判決に沿ったなという印象を持つことができた裁
判でした。

6 番

文章の長さ自体は、特に気になるようなことはありませんでした。

7 番

私も文章の長さは気になりませんでした。

司会者

それでは、審理の分かりやすさという形での質問は以上になりますが、最後にこ
の機会に、これから裁判員を経験される方に言っておきたいことを皆様にお尋ねを
したいと思いますので、お一人ずつお聞きします。アドバイスや、心構えなど、色々
あるかと思います。どうぞお願いします。

1 番

私が担当した事件では、亡くなられた方がいなかったのですが、だからこそ言えるの
かもしれないのですが、体験して良かったなというのがまず率直な印象です。初め
は、何か怖い場面の証拠を見せられてしまったらどうしようとか、今後、何か精神的
にトラウマになってしまうのではないかなど、とても不安があったのですが、私の
場合はそういう事件ではなかったのですが、言えるのですが、やはりこういうことがな
いと事件等に携わることもないですし、裁判というものには一切多分無縁のまま生
きていくことになっていたと思うので、とても身近なものに感じましたし、色々な
ことを考える機会になったので、こちらに呼ばれるようなことがあれば、是非来て
欲しいという思いはあります。とても貴重な体験をさせていただいたと思います。

2 番

今回担当させていただいた事件に関しまして、思い込みは持ってはいけないと思

いました。それから、公平な目で見てあげなくてはいけないということを十分自分でも自覚した裁判でした。

司会者

今後経験される方にこういう点をというアドバイスはありますか。

2 番

現実だけを見て、例えば分けて考えるということも必要だなと思う部分がありました。

3 番

私も貴重な体験ができて、本当に良かったと思っているので、裁判員に選ばれた方は是非敬遠しないで受けていただきたいと思います。

4 番

裁判員は、裁判官の補助ではなく、国民主権に伴う義務の行使であると思うのですが、そういう点を裁判所がもっとマスメディアに、うまく広報することが必要じゃないかと思います。

5 番

私も選ばれたときはどうしようというのが第一印象でしたけれども、最後はやってみて良かったなと思いました。人が人を裁くというのはとても重いことだなと思いつつながら来たのですが、そうではなくて、ああ、この人悪い、この人いいみたいな考え方もできるんだなというような一面も見ましたし、またやはり被告人にもそれなりの理由があってやったという裁判だったので、被告人にどうしてあげたら、次にどうやって進めるのだろうという思いがいっぱい残りました。とても貴重な体験をさせていただいて、また選ばれたら頑張ります。本当に裁判官の皆さんは大変なお仕事で、弁護士さんも検事さんも皆さんそういうお仕事をなさっているんだなということがよくわかる体験でした。ありがとうございました。

6 番

私もやはり最初は不安と緊張ばかりを感じるが多かったのですが、今回この裁

判員裁判を通して、本当に色々と考えさせられる貴重な経験を積むことができた機会だったと考えております。ただ、被告人に対して直接質問するということは気持ち的に怖くてできないところはあったのですが、裁判官のサポートで、代わりに質問してくださるということもございますので、是非不安ばかり思うのではなくて、チャレンジしてみて欲しいなと感じております。

7 番

裁判員裁判に参加できたことは非常に貴重な体験で、もし選ばれた方は進んで参加されるといいかなと思っております。その反面、比較的主観的になったところがありました。2 番さんが言われたとおり、裁判長が事あるごとに客観的に事実を見るようにと、ところどころに言われて、最終的にその量刑に至ったので、そういう意味では最終的には客観的に見ることができたと思っております。

司会者

ありがとうございました。4 番の方から裁判員裁判への要望、裁判所への要望が出たのですが、他の方で、こういう点は改善したらいいのではないかなどありましたらこの機会に述べていただきたいのですが、いかがですか。選任の段階とかでも結構ですし、時間の休憩のとり方とかでも結構ですし、何かそういう進め方、運営の関係でも結構です。

5 番

選ばれた方が何十人もいらして、その中でお断りになった方がほとんどだったので、驚きました。断って良いということがまず分からなかったもので、選ばれたらもう出なければならないと思っていました。私の友人も選ばれて、仕事がどうしても休めないから、出られないということがありました。何とかそこを救済できないのかなと思います。私は、特別休暇で会社を休ませていただきましたが、その辺がもう少し縛りつけがないとなかなか参加しづらいのかなと思います。出たくても出られない現状の方もいるというのは幾つか話に聞いています。また、大変だよ、という話は聞いていて、なおかつ他の方から自分も選ばれたけれど、断ったという話をまた聞

いて、断るのは何かもったいないなという思いがしました。もう少し皆さんが参加しやすい制度になると良いと思います。事件は選べないですから、やはり軽い事件、重い事件ありますが、裁判員の経験というのは必ず生きてくると思います。それから、私たちの事件のときは、裁判長が前もって、こういう順番で進めます、こういうことがあります、量刑は過去はこうですと毎日伝えてくださったので、前もって分かっていたので良かったです。

司会者

どうもありがとうございました。では、検察官、弁護士の方から一言いただければと思います。

笠間検察官

今日の感想を述べさせていただきます。検察庁の中でも裁判員裁判の事件をどのように立証していくべきかということで勉強会を開いたりもするのですが、やはり検察官同士で意見を出し合うよりも、裁判員の方が実際に経験されて、検察官の立証のどんなところに問題があったのか、どこが良かったのかという生の御意見を聞かせていただきますと、本当に参考になります。検察庁の中からも、非常に参考になる、勉強になるいい機会だから、よく聞いて来るようにということで送り出されてまいりましたが、本当に皆さんの御意見が伺えて、大変勉強になりました。ありがとうございました。

栗野弁護士

予想はしていましたが、やはり弁護人側の方が分かりにくいという意見が多くて悲しかったですが、弁護士の数自体も多いので、私が今日皆さんからお伺いした貴重な御意見をどこまで弁護士全体にフィードバックできるかというところもありますが、一人の弁護士としてできるだけそれを全体にフィードバックできるように今日の意見を持ち帰りたいと思います。ありがとうございました。

片山裁判官

本日はお忙しい中、お集まりいただいてありがとうございました。まず、裁判員に

選ばれて、とても驚かれて、緊張されてというところから始まるので、裁判官の一人として心掛けているのは、やはり皆さんと一緒に並走するじゃないですけども、できるだけ心証を取りやすくすること、運営することを準備の段階から日々考えております。そして、実際裁判員の方の生の御意見を評議、あるいは休憩のときに伺って、こういうところは本当は改善して欲しいということをじかに言っていただけると、それが次の事件にも活きますので、教えていただくことがとてもありがたいことだと思っております。皆様にはお忙しい中、裁判員に選ばれて、更にまた経験者として御意見いただくということで、本当にありがたいなと思っております。また、皆さんの御意見を周りの方に広めていただくと、より良い裁判につながると思っております。我々も、日々精進いたしますので、そういったところもお話いただけるとありがたいと思っております。ありがとうございました。

司会者

色々な御意見、御要望を承りました。今後とも裁判官、検察官、それから弁護士、法曹三者で継続して努力して、裁判員裁判のより良い運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。裁判員裁判への参加、出席率が少し下がっておりまして、辞退率の方が逆に上がっていますので、今、片山裁判官からも話がありましたけれども、周りの方々に御経験などを伝えていただければありがたいと思います。本日は本当にありがとうございました。